平成２７年（フ）第３１３号
広島県東広島市志和町別府486番地２
債務者　澤崎　泰山
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３４号
広島県東広島市高屋町中島1122番地10　西高屋住宅３―303
債務者　岡本　揚子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３９号
広島市佐伯区河内南２丁目30番８号
債務者　中川　妙子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４８号
広島市安芸区中野５丁目14番11号
債務者　濱田　京子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４９号
広島市西区福島町２丁目25番１―502号　１号棟
債務者　香川　友美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６号
山口県下関市安岡駅前１丁目12番５―702号　安岡駅前県営住宅１号棟
債務者　大田　和子（旧姓三津井）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
福岡県飯塚市口原1696番地12　市営大畑団地住宅29号
債務者　内村　由美
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第９５号
佐賀県鳥栖市藤木町2238番地10
債務者　原田　誓子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
宮崎市末広１丁目４番11号　サンフラワービル505号、前住所宮崎市千草町11番３号　ｕｔｓｕｗａ03―201号
債務者　藤村　真未
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４２３号
東京都西多摩郡奥多摩町丹三郎122番地２
債務者　森田　武人
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５５号
静岡県湖西市新居町内山2131番地の１　サンシーサイド201
債務者　齋藤　昌之
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
静岡県袋井市浅羽3391番地の１、前住所静岡県袋井市湊303番地　ベル21　201号室
債務者　足立　昌美（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目４番３号　慈照園、前住所静岡県菊川市下平川794番地の１　ハイツ待夢Ｂ―102
債務者　平松　時男
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
岡山県高梁市川上町領家2616番地
債務者　春名　正信
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１８号
岡山市南区浦安本町100番地６、旧住所岡山市北区今保743番地９
債務者　宮崎　美和
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０号
熊本県天草市牛深町128番地
債務者　杉本　光美
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月10日午前10時
熊本地方裁判所天草支部